

(意見書案第9号)

性的少数者に対する差別の解消を求める意見書

平成27年に行われた民間の調査によると、LGBTを初めとした性的少数者は、我が国の人口の7.6%存在することが判明している。しかし、現在の我が国では、いまだLGBT等であることが否定的に捉えられ、就職活動や職場での差別的取り扱い、学校でのいじめが行われ、さらには悩みを誰にも相談できないことから、自殺率が高いという報告もなされている。

一方、海外においては、国家や企業の役職者であっても、LGBTであることを表明し、その事実を受け止めた上で、その人の能力評価を行うことが当然であり、差別や偏見を排除して、その人が持つ能力を存分に発揮することを期待する社会ができ上がりつつある。

一人一人の人間はそれぞれに違っていることを当然とし、多様な生き方を認め合う社会を創造することは、一人一人がその能力を発揮し、日本全体が活性化する社会をつくる上でも重要な取り組みである。さらには、性的指向等を理由とする差別や暴力を解消することを求める国際的な要請にも合致する。

本年5月に行われる伊勢志摩サミットはもとより、平成31年のラグビーワールドカップや平成32年の東京オリンピック・パラリンピックなど、世界的な催しを招致、開催する国として、国際的な流れと積極的に調和を図る必要がある。

よって、国においては、LGBTを初めとする性的少数者が、学校や職場などの生活の各場面で差別的取り扱いを受けないようにする措置を定めるとともに、LGBT等性的少数者が存在することも踏まえた社会制度づくりが進められ、多文化共生社会の実現に向けた新たな法の整備を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

釧路市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
法務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
内閣官房長官

} 宛